

## 付 議 第 1 号

高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成29年2月高知県議会定例会提出の条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定に基づく高知県議会からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 44 号

高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案

高知県部設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県部設置条例等の一部を改正する条例

(高知県部設置条例の一部改正)

第1条 高知県部設置条例(昭和31年高知県条例第41号)の一部を次のように改正する。

本則中「第158条第1項」を「第158条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項」に、「文化生活部、産業振興推進部」を「文化生活スポーツ部、産業振興推進部、中山間振興・交通部」に改め、本則第1号キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 情報化の推進に関する事項

本則第5号中「文化生活部」を「文化生活スポーツ部」に改め、同号オを削り、同号カを同号オとし、同号に次のように加える。

カ スポーツ振興に関する事項

本則第6号ウを削る。

本則第12号を本則第13号とし、本則第7号から本則第11号までを1号ずつ繰り下げ、本則第6号の次に次の1号を加える。

(7) 中山間振興・交通部

ア 中山間対策の総合的な企画及び調整に関する事項

イ 公共交通その他運輸に関する事項

(高知県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第2条 高知県スポーツ推進審議会条例(昭和37年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)又は知事」を「知事又は高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に、「教育委員会又は知事」を「知事又は教育委員会」に改める。

第4条中「教育委員会が知事の」を「知事が教育委員会の」に改め、同条第1号中「学校体育又はスポーツ」を「スポーツ又は学校体育」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。

第3条ただし書、第4条第2項及び第5条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条第2項ただし書及び第15条第5号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条中「、教育委員会規則」を「、規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2号中「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第18条、第19条、第20条第1項及び第21条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第23条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。

第3条ただし書、第4条第2項及び第5条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条第2項ただし書及び第15条第5号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条中「、教育委員会規則」を「、規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2号中「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第18条、第19条、第20条第1項及び第21条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第23条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第3条ただし書、第4条第2項及び第5条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第15条第2項ただし書及び第17条第5号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第18条中「、教育委員会規則」を「、規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2号中「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第19条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第20条、第21条、第22条第1項及び第23条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第25条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際第1条の規定による改正後の高知県部設置条例本則第5号カに規定する事項に係る事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の規定の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部改正）

- 3 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（平成20年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条中「高知県文化生活部」を「高知県文化生活スポーツ部」に改める。

（高知県いじめ防止対策推進法施行条例の一部改正）

- 4 高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第33条中「高知県文化生活部」を「高知県文化生活スポーツ部」に改める。

高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、社会経済情勢の変化による行政需要に即応した総合的かつ効率的な政策の推進を図るため、部の設置及び分掌事務の一部を変更する等の組織改編を行うことに伴い、関係条例について必要な改正をしようとするものである。

対 照 表  
新 旧

高知県設置条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、高知県に総務部、危機管理部、健康政策部、地域福祉部、文化振興・交通部、観光振興部、農業振興部、産業振興推進部、中山間振興・水産振興部及び土木部を置き、次の事務を分掌させる。

- (1) 総務部
  - ア 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項
  - イ 議会及び県の行政一般に関する事項
  - ウ 広報広聴に関する事項
  - エ 職員に関する事項
  - オ 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
  - カ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
  - キ 情報化の推進に関する事項
  - ク 統計その他他部の主管に属しない事項
- (2) 危機管理部
  - ア～ウ 略
- (3) 健康政策部
  - 健康及び保健衛生に関する事項
- (4) 地域福祉部
  - ア・イ 略

高知県設置条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、高知県に総務部、危機管理部、健康政策部、地域福祉部、文化生活部、産業振興推進部、商工労働部、観光振興部、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部及び土木部を置き、次の事務を分掌させる。

- (1) 総務部
  - ア 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項
  - イ 議会及び県の行政一般に関する事項
  - ウ 広報広聴に関する事項
  - エ 職員に関する事項
  - オ 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
  - カ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- 主 統計その他他部の主管に属しない事項
- (2) 危機管理部
  - ア～ウ 略
- (3) 健康政策部
  - 健康及び保健衛生に関する事項
- (4) 地域福祉部
  - ア・イ 略

(5) 文化生活スポーツ部

- ア 文化振興に関する事項
- イ 国際交流に関する事項
- ウ 男女共同参画に関する事項
- エ 私立学校及び大学に関する事項

オ 消費生活、交通安全その他の県民生活に関する事項  
カ スポーツ振興に関する事項

(6) 産業振興推進部

- ア 産業振興の総合的な企画及び調整に関する事項
- イ 地域振興に関する事項

(7) 中山間振興・交通部

- ア 中山間対策の総合的な企画及び調整に関する事項
- イ 公共交通その他の運輸に関する事項

(8) 商工労働部

- ア～エ 略

(9) 観光振興部

観光に関する事項

(10) 農業振興部

- ア・イ 略

(11) 林業振興・環境部

- ア～ウ 略

(12) 水産振興部

水産業に関する事項

(5) 文化生活部

- ア 文化振興に関する事項
- イ 国際交流に関する事項
- ウ 男女共同参画に関する事項
- エ 私立学校及び大学に関する事項
- オ 情報化の推進に関する事項

カ 消費生活、交通安全その他の県民生活に関する事項

(6) 産業振興推進部

- ア 産業振興の総合的な企画及び調整に関する事項
- イ 地域振興に関する事項
- ウ 公共交通、物流その他の運輸に関する事項

(7) 商工労働部

- ア～エ 略

(8) 観光振興部

観光に関する事項

(9) 農業振興部

- ア・イ 略

(10) 林業振興・環境部

- ア～ウ 略

(11) 水産振興部

水産業に関する事項

(13) 土木部  
了~工 略

(12) 土木部  
了~工 略



高知県スポーツ推進審議会条例（抜粋）

高知県スポーツ推進審議会条例（抜粋）

（設置等）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条に規定する合議制の機関として高知県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置するとともに、同条の規定により審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 審議会は、知事又は高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に依じて次に掲げる事項について調査審議し、及び当該事項に関して知事又は教育委員会に建議する。

- (1) 地方スポーツ推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- (3) スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備等に関すること。
- (4) スポーツ事故の防止等に関すること。
- (5) スポーツに関する科学的研究の推進等に関すること。
- (6) 学校における体育の充実に関すること。
- (7) スポーツ産業の事業者との連携等に関すること。
- (8) 顕彰に関すること。
- (9) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関すること。
- (10) スポーツの競技水準の向上に関すること。

（設置等）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条に規定する合議制の機関として高知県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置するとともに、同条の規定により審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 審議会は、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は知事の諮問に依じて次に掲げる事項について調査審議し、及び当該事項に関して教育委員会又は知事に建議する。

- (1) 地方スポーツ推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- (3) スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備等に関すること。
- (4) スポーツ事故の防止等に関すること。
- (5) スポーツに関する科学的研究の推進等に関すること。
- (6) 学校における体育の充実に関すること。
- (7) スポーツ産業の事業者との連携等に関すること。
- (8) 顕彰に関すること。
- (9) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関すること。
- (10) スポーツの競技水準の向上に関すること。

(11) スポーツ団体に対する補助金等の交付に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に關し必要な

事項

(任命)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、  
知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。

(1) スポーツ又は学校体育に関する団体の役職員

(2) 市町村関係団体の役職員

(3) 学識経験を有する者

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關  
し必要な事項は、規則で定める。

(11) スポーツ団体に対する補助金等の交付に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に關し必要な

事項

(任命)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、  
教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

(1) 学校体育又はスポーツに関する団体の役職員

(2) 市町村関係団体の役職員

(3) 学識経験を有する者

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關  
し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

新 旧 対 照 表

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 県民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図り、併せて行事、催物その他の用に供する施設として、高知県立県民体育館（以下「体育館」という。）を高知市に設置する。

（指定管理者による管理）

第2条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを任せるとする。

（休館日）

第3条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、知事が特に必要があるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める。

（利用時間）

第4条 体育館の主競技場、補助競技場、大会議室及び小会議室の利用時間は午前8時30分から午後9時まで、室内プールの利用時間は午前9時から午後8時30分までとする。

（設置）

第1条 県民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図り、併せて行事、催物その他の用に供する施設として、高知県立県民体育館（以下「体育館」という。）を高知市に設置する。

（指定管理者による管理）

第2条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを任せるとする。

（休館日）

第3条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第4条 体育館の主競技場、補助競技場、大会議室及び小会議室の利用時間は午前8時30分から午後9時まで、室内プールの利用時間は午前9時から午後8時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要であると認めるときであつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第5条 別表第1に定める施設及びその附属設備等（以下「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができないう場合は、知事。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに体育館を原状に回復しなければなら

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要であると認めるときであつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第5条 別表第1に定める施設及びその附属設備等（以下「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができないう場合は、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに体育館を原状に回復しなければなら

い。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった体育館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならぬ。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事

業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第17条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

い。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった体育館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならぬ。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 略

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届けなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第20条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による体育館の管理の実態を把握するために知事が必要があると認められるもの

(業務報告の聴取等)

第19条 知事は、体育館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないことを認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)～(4) 略

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届けなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第20条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による体育館の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認められるもの

(業務報告の聴取等)

第19条 教育委員会は、体育館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないことを認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 略

(指定等の告示)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第17条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第17条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

2 略

(指定等の告示)

第21条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第17条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第17条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 武道その他のスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として、高知県立武道館（以下「武道館」という。）を高知市に設置する。

2 略

（指定管理者による管理）

第2条 武道館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを任ずるものとする。

（休館日）

第3条 武道館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、知事が特に必要があるとき又は指定管理者が必要があるときと認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第4条 武道館の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（別表において「休日」という。）にあつ

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 武道その他のスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として、高知県立武道館（以下「武道館」という。）を高知市に設置する。

2 略

（指定管理者による管理）

第2条 武道館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、高知県教育委員会（以下「教育委員会」）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを任ずるものとする。

（休館日）

第3条 武道館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があるとき又は指定管理者が必要があるときと認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第4条 武道館の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（別表において「休日」という。）にあつ



ては、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認めるときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第5条 別表第1に定める施設及びその附属設備（以下「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（武道館の管理を指定管理者が行うことができなければ、知事。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止

ては、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認めるときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第5条 別表第1に定める施設及びその附属設備（以下「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（武道館の管理を指定管理者が行うことができなければ、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止

させられたときは、直ちに武道館を原状に回復しなければならぬ。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった武道館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、武道館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならぬ。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第17条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

させられたときは、直ちに武道館を原状に回復しなければならぬ。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった武道館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、武道館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならぬ。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 略

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届けなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第20条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による武道館の管理の実態を把握するために知事が必要があると認められるもの

(業務報告の聴取等)

第19条 知事は、武道館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に又は必要に応じて、臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないことを認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全

る。

(1)～(4) 略

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届けなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第20条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による武道館の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認められるもの

(業務報告の聴取等)

第19条 教育委員会は、武道館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないことを認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業

部若しくは一部の停止を命ずることができ。

2 略

(指定等の告示)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第17条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第17条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

2 略

(指定等の告示)

第21条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第17条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第17条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

新 旧 対 照 表

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 弓道の振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として、高知県立弓道場（以下「弓道場」という。）を高知市に設置する。

（指定管理者による管理等）

第2条 弓道場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを任ずるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に弓道場の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、弓道場の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認め法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

（休館日）

第3条 弓道場の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることのできる。

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 弓道の振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として、高知県立弓道場（以下「弓道場」という。）を高知市に設置する。

（指定管理者による管理等）

第2条 弓道場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを任ずるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に弓道場の管理を行わせる場合においては、教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、弓道場の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、教育委員会が適当であると認め法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

（休館日）

第3条 弓道場の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることのできる。

る。

(利用時間)

第4条 弓道場の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（別表において「休日」という。）にあっては、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第5条 弓道場の射場（近的射場及び遠的射場をいう。）又は会議室（これらの附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（弓道場の管理を指定管理者が行うことができないうちにおいては、知事。以下この条並びに次条及び第8条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(利用する者の責務)

第6条 弓道場を利用する者は、弓道場内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、その利用を終えたとき又は第8条第1項の規定

ることができる。

(利用時間)

第4条 弓道場の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（別表において「休日」という。）にあっては、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第5条 弓道場の射場（近的射場及び遠的射場をいう。）又は会議室（これらの附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（弓道場の管理を指定管理者が行うことができないうちにおいては、教育委員会。以下この条並びに次条及び第8条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(利用する者の責務)

第6条 弓道場を利用する者は、弓道場内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、その利用を終えたとき又は第8条第1項の規定

に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、弓道場を原状に回復しなければならぬ。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第22条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった弓道場の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第18条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならぬ。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類  
(指定管理者の指定等)

第19条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号

に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、弓道場を原状に回復しなければならぬ。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第22条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった弓道場の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の設置の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第18条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならぬ。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類  
(指定管理者の指定等)

第19条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次

のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1)～(5) 略

2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならぬ。ただし、年度の途中において、第22条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならぬ。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による弓道場の管理の実態を把握するために知事が必要があると認められるもの

(業務報告の聴取等)

第21条 知事は、弓道場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1)～(5) 略

2 教育委員会は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならぬ。ただし、年度の途中において、第22条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならぬ。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による弓道場の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認められるもの

(業務報告の聴取等)

第21条 教育委員会は、弓道場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。



(指定の取消し等)

第22条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 略

(指定等の告示)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第19条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第19条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、弓道場の管理に關し必要な事項は、規則で定める。

(指定の取消し等)

第22条 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 略

(指定等の告示)

第23条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第19条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第19条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、弓道場の管理に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

新 旧 対 照 表

新  
高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（抜粋）

旧  
高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（抜粋）

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処理する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、高知県文化生活部において処理する。

新 旧	対 照 表	対 照 表 旧
<p>高知県いじめ防止対策推進法施行条例（抜粋）</p> <p>（庶務）</p> <p>第33条 再調査委員会の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処理する。</p>		<p>高知県いじめ防止対策推進法施行条例（抜粋）</p> <p>（庶務）</p> <p>第33条 再調査委員会の庶務は、高知県文化生活部において処理する。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

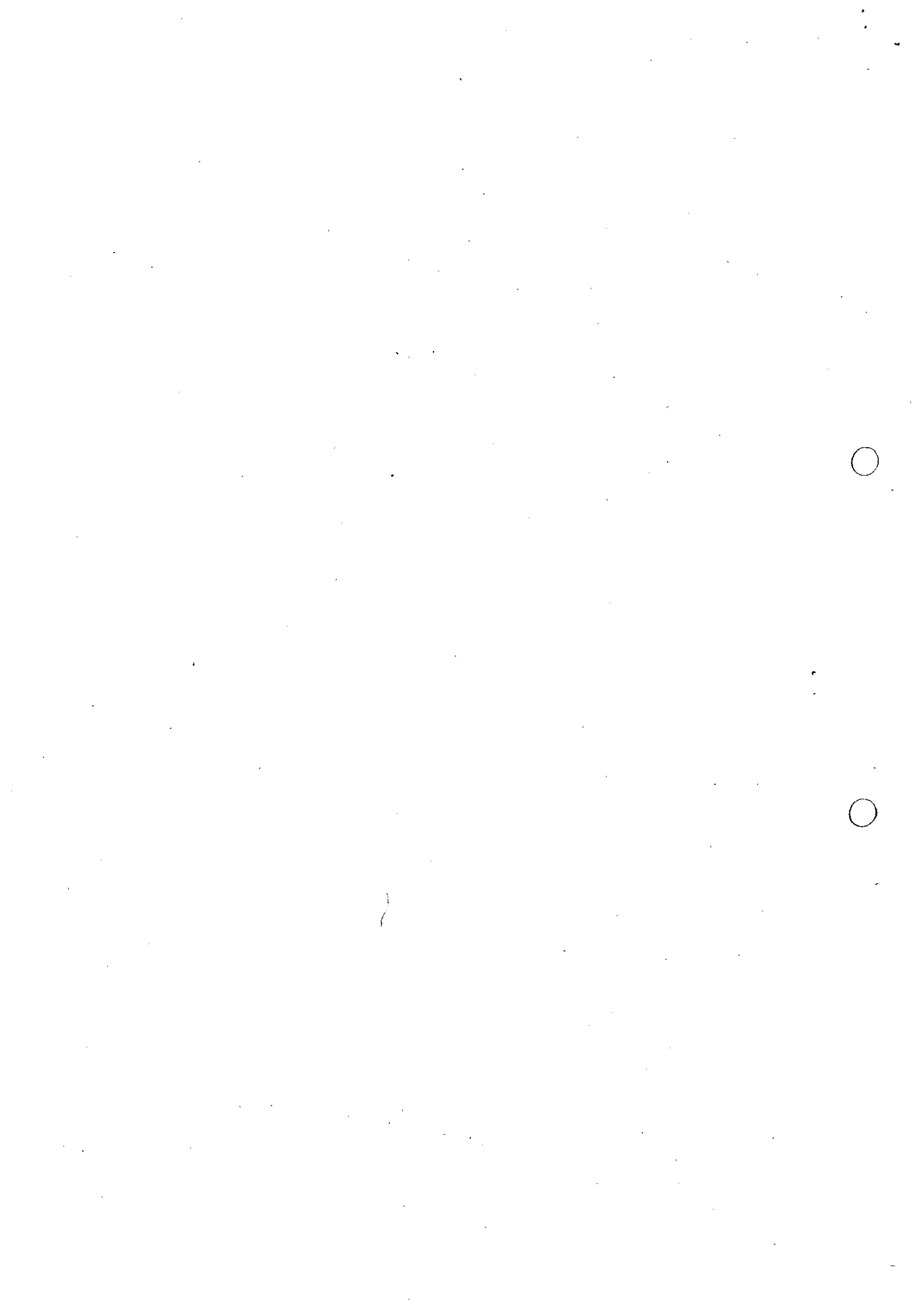
(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)

最終改正:平成二八年一一月二八日法律第八七号

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
  - 二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。





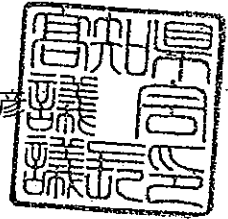
28高議議第256号

平成29年2月21日

高知県教育委員会

教育長 田村 壮児 様

高知県議会議長 武石 利彦



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の  
規定に基づく意見について

平成29年2月高知県議会定例会に下記の条例議案が提出されましたので、貴委員  
会の意見を求めます。

記

第 44 号 高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案

